

特別養護老人ホーム梅香園利用料金表

ご利用料金は、ご入居者の要介護度によって異なります。

ユニット型個室利用料金（1日あたり）

ご利用者負担段階	介護度	基本単位数	介護サービス費			居住費	食費	合計			1ヶ月（30日）あたり			
			3割負担	2割負担	1割負担			3割負担	2割負担	1割負担	3割負担	2割負担	1割負担	
第1段階	要介護1	661 単位			696 円	820 円	300 円			1,816 円				54,480 円
	要介護2	730 単位			769 円			1,889 円	56,670 円					
	要介護3	803 単位			846 円			1,966 円	58,980 円					
	要介護4	874 単位			921 円			2,041 円	61,230 円					
	要介護5	942 単位			992 円			2,112 円	63,360 円					
第2段階	要介護1	661 単位			696 円	820 円	390 円			1,906 円				57,180 円
	要介護2	730 単位			769 円			1,979 円	59,370 円					
	要介護3	803 単位			846 円			2,056 円	61,680 円					
	要介護4	874 単位			921 円			2,131 円	63,930 円					
	要介護5	942 単位			992 円			2,202 円	66,060 円					
第3段階①	要介護1	661 単位			696 円	1,310 円	650 円			2,656 円				79,680 円
	要介護2	730 単位			769 円			2,729 円	81,870 円					
	要介護3	803 単位			846 円			2,806 円	84,180 円					
	要介護4	874 単位			921 円			2,881 円	86,430 円					
	要介護5	942 単位			992 円			2,952 円	88,560 円					
第3段階②	要介護1	661 単位			696 円	1,310 円	1,360 円			3,366 円				100,980 円
	要介護2	730 単位			769 円			3,439 円	103,170 円					
	要介護3	803 単位			846 円			3,516 円	105,480 円					
	要介護4	874 単位			921 円			3,591 円	107,730 円					
	要介護5	942 単位			992 円			3,662 円	109,860 円					
第4段階	要介護1	661 単位	2,090 円	1,393 円	696 円	2,030 円	1,530 円	5,650 円	4,953 円	4,256 円	169,500 円	148,590 円	127,680 円	
	要介護2	730 単位	2,308 円	1,538 円	769 円			5,868 円	5,098 円	4,329 円	176,040 円	152,940 円	129,870 円	
	要介護3	803 単位	2,539 円	1,692 円	846 円			6,099 円	5,252 円	4,406 円	182,970 円	157,560 円	132,180 円	
	要介護4	874 単位	2,763 円	1,842 円	921 円			6,323 円	5,402 円	4,481 円	189,690 円	162,060 円	134,430 円	
	要介護5	942 単位	2,978 円	1,985 円	992 円			6,538 円	5,545 円	4,552 円	196,140 円	166,350 円	136,560 円	

※上記の介護サービス費に加算は含まれておりません。介護サービス費に関する各種加算が必要に応じて別途算定されます。

※居住費・食費は利用者負担段階により負担額が異なります。

ご利用者負担段階について、第1段階から第3段階の負担軽減適用を受けるには、市区町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。制度の詳細および申請は介護保険者である市区町村にお問い合わせください。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金を受給されている方。生活保護等を受給されている方。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方(単身・・預貯金等が650万円以下)、(夫婦合計・・預貯金等が1650万円以下)

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方(単身・・預貯金等が550万円以下)、(夫婦合計・・預貯金等が1550万円以下)

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方(単身・・預貯金等が500万円以下)、(夫婦合計・・預貯金等が1500万円以下)

第4段階…上記以外の方。